

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 61 回）

日時 令和 6 年 3 月 2 7 日（水）10：00～12：06

場所 オンライン会議

1. 開会

○日暮新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会 再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会第 61 回会合を開催いたします。

本会合は、オンラインでの開催とさせていただきます。もし何かトラブルや御不明点などございましたら、事前に事務局より連絡させていただいたメールアドレス・連絡先までお知らせください。

本日は江崎委員、小野委員、桑原委員が御欠席です。秋元委員、村上委員は遅れての御参加と伺ってございます。それでは、山内委員長に以後の進行をお願いいたします。

○山内委員長

山内でございます。よろしくお願い致します。まずは議事に入る前にですね、本日の資料の御確認をお願い致します。

○日暮新エネルギー課長

はい、事務局でございます。資料一覧にあります通り、議事次第、委員等名簿、資料 1「電力ネットワークの次世代化について」、資料 2「再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて」をご用意しております。

○山内委員長

よろしゅうございますかね。それでは議事に入りまして、次第にあります通り、二つの議題です。「電力ネットワークの次世代化について」、それから「再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて」と。前半はですね、資料 1 ですね。それから後半の資料 2 になりますけれども、それぞれ事務局からの説明と、質疑応答、自由討議という形にしたいと思います。

それでは資料 1 について事務局から御説明お願いいたします。

2. 議題

（1）電力ネットワークの次世代化について

○小川電力基盤整備課長

それでは、資料1「電力ネットワークの次世代化について」をご覧頂ければと思います。
電力基盤課長の小川です。

まず1ページ目でありますけれども、前回本小委員会においてですね、地域間連系線の計画策定についての検討状況を報告致しました。その際に様々ご意見をいただいております、その頂いたご意見を踏まえた進捗状況を御報告しつつ、広域機関で取りまとめた基本要件案というものを御報告できればと思います。

続きまして2ページ目、3ページ目。こちらの本小委員会それからもう一つ電力ガス基本政策小委員会でもいただいた御意見をまとめております。特に本小委員会ではですね、前回丁寧な説明をと言ったところ、それから費用便益評価のあり方についても御意見をいただいております。そうした点を中心にですね、その後の進捗、検討状況を5ページ目以下で御報告できればと思います。

まず5ページ目でありますけれども、費用便益評価に関する御意見、それから丁寧な説明をというご意見をいただきまして、その内容と合わせて電力広域機関での専門委員会に御報告して、検討を深めていただきました。その際にですね、広域機関においても様々な情報を追加的にお示ししております。また、特に費用便益評価につきまして、今後さらに精緻化と言う中で見ていくポイント、前回この場でもですね、委員から具体的な御提案もいただいております。これからですね、精緻化につきましては、さらに検討をと言うことでありますけれども、いくつか具体のところを報告できればというふうに思っております。

6ページ目7ページ目は、前回と重複しますので、具体的な説明は割愛しますが、エネルギー政策上の意義、それから前回も御意見ありました、費用便益評価にあたって必ずしも十分に拾われていない点、という意味では、個別の想定されていない事象と言いますか、いろんな事故の場合そういったものはシナリオに入っていないというところがあります。

8ページ目、9ページ目こちら、前回も非常に大きな議論になりました。再エネの出力制御率というところでありまして、東地域に比べて低減効果が小さいというふうに見える。その理由がなんなのかといった点はですね、今後さらに深めていく必要がある。前提の置き方などによって変わってくるところでありますし、9ページ目、特に関門連系線の再エネ出力制御率と言うところでの見通しにつきましては、別の審議会に出されている数字と少し違うんじゃないかというところで、この辺の前提もですね、今後揃えていく必要がある。9ページ目の数字とあるいは10ページで出ているような数字の差というところは、しっかりできる範囲で揃えていくというところで、今後検討を行っていくこととしております。

また、費用便益評価につきましては、13ページ、14ページにありますけれども、一定の仮定を置くということでは、幅のあるものということでお示ししております。この前提につきましては、過去の専門委員会、あるいはこの場でも御議論いただいていたものを反映しております。その前提としましては、15ページ以降にそういった点を評価しているのか、あ

るいはその時の貨幣価値への換算、ここがまたなかなか難しいところでありまして、具体的には 16 ページにですね、CO2 に関しての削減効果、この前提としましては CO2 の対策コストというのを、過去の審議会資料などを踏まえて試算しております。

具体的には 18 ページにあるような対策コストというもので拾っておりますけれども、その前提になっていますのが、次の 19 ページ。こちらは前回のエネルギーミックスを策定する時に発電コストの検証というのが行われておりまして、その時の数字を参考にしております。この CO2 コスト、対策コスト、あるいは燃料コスト、昨今燃料については非常に価格高騰もありました。また CO2 対策コストというのは、年々特に脱炭素を目指す中では見通しも上がってきている。この辺をどういうふうに考えていくかと言うのが大事になるのかなというふうに感じております。

特に中長期的な観点から見た場合、あるいは今後の政策の方向性としてどういう形で見通しに影響してくるかというのが、費用便益評価の精緻化を進める上でも重要な点かなというふうに考えております。

その他、この場でも議論いただいたような、例えば市場分断っていうことの方。23 ページ以降にありますけれども、詳細な説明は割愛致します。様々な御指摘の点を踏まえて、今検討が決まっているというところを御報告したいと思います。

続きまして 28 ページ目以降になります。基本要件案ということで、この内容は前回御報告したものと同様になります。28 ページにまとめておりますけれども、東、西、それぞれの規模感、費用それから工期と言ったところ。まだ不確定なこともある中で、いろいろ変動要素もあるということが示されております。

今後の進め方と言うことで言いますと、29 ページ目になります。こちら広域機関で既に議論がなされて、基本要件案というのがすでにまとまっております。今後、事業実施主体、実施案の募集といったプロセスになりますけれども、西地域に比べまして、東地域はまだ調査中の事項というのもありますし、前回、委員、オブザーバーからもご指摘ありました。全体の費用の額が大きい中で、不確実な要素も大きい、こういった点も踏まえてですね、少し西地域に比べて東地域においては、今後のプロセス時間軸では少しずれが出てくるのかなというふうに考えておりますけれども、この辺りの進め方につきましては、関係者と連携して、更には広域機関ともよく連携して進めていきたいというふうに考えております。

本小委員会、一昨年 7 月に御議論いただいて、国からの要請ということで始まりました地域間連系線の整備というところで言いますと、そこまできたかなというところで、今後もしっかり関係者と連携して進めていければというふうに考えております。事務局からの説明は以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは皆さんからの質疑応答、自由討議としたいと思います。

発言ご希望の方はですね、Teams のチャットボックスですね。チャットでお知らせいただくということにしたいと思います。こちらからご指名致しますので、それで発言していただくということになります。

いかがでございましょう。次世代ネットワークということで、東と西の連系線の費用対効果等について詳細をですね、詰めていただいたということと、今後の進め方といいますかね、ということについてご説明いただきました。どなたか御意見等ございますでしょうかね。

これまでもですね、かなり長い間議論してきて、それでさっき小川課長のお話にもありました。ここまで来たというところでありますので。長山委員どうぞ御発言ください。

○長山委員

ありがとうございます。基本要件なのですが、これは国のためのものなのか、参入事業者のためのものなのかというのですね、より明確にすべきだと思っています。

国の絡む送電線投資に関しては、3種類の概念と、計算をしないといけないと思っています。一つは費用便益の議論ですね。これは、事業が国家としてどう裨益するかというもので、今回の費用便益で出ているものなのですけれども、例えばノルウェーとドイツを結ぶノルドリンクの費用便益の計算がウェブでも出ていますけれども、これはスライド 24 のですね、消費者余剰と生産者余剰の増加分にあたる部分と、送電混雑に当たる部分がすべて便益になってましてですね、 B/C が 1.7 で計算されています。従って、国家として送電事業を推進するなら、ベネフィットは広めにとってですね、それが 1 よりも大きければ国として推進すべきではないかと思っています。

2 つ目はですね、事業者に対してですね、国として総括原価で収益リターンをどのように保証して事業に参画してもらうかという計算ですね。これはその実際にどういうふうに電気が流れたとか関係なく事業者はどうリターンを返すかというもので、これはスライド 37 のですね、実施主体の話とか費用分担の割合の話に当たるんじゃないかと思っています。

最後にですね、3 つ目の計算というのは送電線の実際の収益の計算で、これは今回東日本と関門の計算には直接当てはまらないのですが、値差収益とマージナリーサービスと、国によっては容量市場、実際の収益がどういうふうになるのかということですね。

この 3 つの計算が多分あってですね、それがこの基本要件の中でなんかこうごっちゃになっているような感じがしてですね、これはより明確に分けられたらいいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

なるほどそういう考え方もありますね。

その他にいかがでしょうか。今東電の岡本オブザーバーから御発言のご希望ありましたけれども、委員の方、他はいらっしゃいませんか。

それでは岡本オブザーバーどうぞ御発言ください。

○岡本オブザーバー

どうもありがとうございます。東電パワーグリッドの岡本でございます。御説明ありがとうございました。ここまでですね、広域機関さんですね、非常に精力的にですねご検討頂きましてありがとうございました。2点申し上げたいと思います。

まず1点目はですね、やはりこの実施案といったものにですね、今後進んでいくんだというふうに認識致しました。実際にですね実施案っていう中で、まだおそらくですね、今後残っているかもしれない場所があると思うんですけど、海域調査の結果も反映したりですね、あるいは具体的によりフィジブルなプランていうのがですね、検討されていくんじゃないのかなというふうに思っておりますので。やはりこの具体的な実施案と言ったもののですね、決めていくのが大事じゃないかなというふうに感じております。

2点目はですねちょっと話題が変わるといってあれなんですけども、今回ですね広域系統整備計画ということで、まず基本要件が示されたわけなんですけども、今後その実施案も作られて、増強といったところもですね、これからそのステップとして進んでいくというふうに認識しています。これ自体がまず非常に重要なことなんですけども、並行してですね、やはり混雑といったものを考慮した運用の仕方といいますか、いわゆる市場主導型での混雑管理のあり方と。そういうことによってですね、プライスシグナルを出して、電源立地ですとか、需要の誘導とかいったことをですね、図っていくという仕組みとですね、まあ設備を作っていくということがやはり両輪だろうというふうに思いますので、ぜひですね後段の所もですね、並行して進めていただければと思います。

私から以上でございますありがとうございます。

○山内委員長

それでは次、太陽光発電協会の増川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○増川オブザーバー

太陽光発電協会の増川でございます。ありがとうございます。

まずは、このように西地域も含めまして、広域機関様におかれては検討を進めていただいたことに大変感謝申し上げます。わたくしからは2点コメントがございます。

1点目は、小川課長からお話ありましたけれども。今、2050年のカーボンニュートラルに向けて、IEA等もいろんなシナリオを出しておりまして、カーボンプライスについてもかなり高くなるという見通しもございますので、そういう事もぜひ考慮いただきたいというのが一つ目。

それから、マスタープランの中には50Hz・60Hzの周波数変換所の増強というの也被含まれていると思いますけれども、今後の検討としてお願いしたいのは、その周波数変換所をさら

に増強した場合の効果も含めて検討いただけると、例えば西地域の関門連系線の増強などにより、場合によっては東地域に送ることができれば、関門連系線の増強の効果が全体として大きくなる可能性もあるかなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。特に、北・東地域の方は、洋上風力ははじめとする風力が比較的多く、西地域の方は太陽光が比較的多いということがございますので、全国的に晴れて高気圧が出ている状況と風が弱いということもあって、場合によって東地域に送れるかもしれませんし、曇っている時は、風が強くて太陽光はあんまりない、そういう不等時性とか慣らし効果も全国内で考えると大きくなりますので、そういった観点も含めて全体的な効果ということもご検討いただければと思います。

私から以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは高村先生どうぞ発言ください。

○高村委員

山内先生どうもありがとうございます。

事務局から今回お示しをいただいて、それから OCCTO での議論の内容についてご紹介いただいております。あの OCCTO の資料の広域系統整備委員会の資料にもありますけれども、前回ご指摘もありました CO2 価格の見通しなどについても織り込んで検討をする資料を作っているという点と拝見いたしました。ありがとうございます。

一点だけ、特に今回スライドの 29 ですか、今後のスケジュールで出しているんですけど、東地域のスケジュールが、若干西と比べても遅れる形のスケジュールが示されているかと思えます。海域調査等含めて新しい取り組むべき課題があるということだと理解しておりますけれども、同時に現在の再エネ海域利用法の下での、洋上風力の計画を考えますと、東地域の系統整備というのが非常にやはり、洋上風力の導入にとっても重要になってくると思っております。既に GX 電源法で一定の支援もされていると思っておりますけれども、一つご質問は、こうした大きな、しかもある意味で新しい新規の事業で不確実性ということもご指摘がありましたけれども、ファイナンスについて何らかの課題があるのかどうかという点です。これがスケジュールの遅れに影響を与えているのかどうか、合わせてそういう側面があるとすれば、先ほど言いました GX 電源法でも一定の手当てをしていただいていると思っておりますけれども、どのように事業者の表現性を高めてファイナンスの組成を、スムーズに行っていくかという点についても、方策をご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

はいありがとうございます。次は岩船委員ですね。どうぞご発言ください。

○岩船委員

はいすみません。ちょっと音が悪いと思うんですけども発言させてください。聞こえますか大丈夫ですか。すみません。

○山内委員長

大丈夫です。何とか。

○岩船委員

今回の試算結果、広域でも検討されたんですけども、基本的にP.16にいろいろな定性効果を整理していただいたんですけども、赤枠の部分というのは正直申しまして、かなりすでに便益に包含されている、既に計算されている便益に包含されているものであり、見方によっては二重に計算しているような印象も与えかねないというのが私の思うところです。

ただこれからもう建設すると言うことで決まったということであれば、これはこれで進めていくべきだと思うんですけども、ただすべてを回収しない、できないにしてもですね、今後その精査されるコストから、需要家が将来どんなふうにコスト負担していくのか、託送料金なのか賦課金なのかということもあると思うんですけども、その見通しをぜひ示していただきたい。

今回計算したB/Cの計算に関しても、需給のシミュレーションに関しても、この裏側にある試算の前提ですとか結果を、ある程度の専門家が見れば議論できるように、ぜひ詳細をオープンにしていきたいと思います。本来はそれがあってから意思決定かなと思うんですけども、この辺りはぜひその情報公開をぜひお願いしたいということです。すみません。

○山内委員長

はい承知いたしました。聞こえました。他にご質問ご意見ございますでしょうか。

それではあのご意見もご質問もいただきましたので事務局の方からコメントをお願いしたいと思います。

○小川電力基盤整備課長

ご意見、ご質問ありがとうございました。

まず高村委員から頂いたご質問、ファイナンスについてであります。スケジュールのところですと、29ページの図が、何か西と東で東が随分遅れるかのような印象を与えたとしたならば、その点は、すみません、説明不足でありました。何かここで大きくずれ

るということはあまり想定しておりませんで、おっしゃったようなファイナンスの課題、もともとファイナンスの課題がある中で法改正などもして手当てをしてくれているということでもありますので、その延長でただ費用の額が今回かなりトータルとしてですね、大きい中で、具体的にどういう形で資金を引っ張ってくるのかといった点については、従来から関係金融機関などとも議論してきておりますけれども、ここの点、今回出た数字というのが直近でありましたので、この新しい数字を踏まえて、関係者とは検討を深める、今そういう状況であります。それに何ヶ月もかかって全体が遅れるのかということと言うと、あまりそういうものではないかなというふうに考えております。

長山委員からいただいた点、基本要件あるいはB/C、費用便益評価の出し方ですね、あの海外の出し方、3分類がいいんじゃないか。この辺はですね、精緻化とともに、何の数字をどう出していくのかというのは、これまでのやり方もありますけれども、今後を見据えた場合にまたしっかり考えていかなければいけないのかなという風に考えているところであります。

また岩船委員からも最後ありました。情報提供といった点、というところはしっかりお出しして行くというところであります。ただ一点、費用便益評価の関係で言いますと、便益が評価上1に届いてないとすべてを回収できない、ここでの評価というのはある特定のシナリオに基づいた時にどういう便益があるかというところであります。そういった意味でかなり実際にはダイナミックに動いていくところ。この辺はですね、実際にアップデートされるものもありますので、今時点での評価ということと、さらに精緻化あるいは前提が変わってくるといった点も踏まえての情報の出し方というのは、しっかり考えていきたいというふうに考えております。

岡本オブザーバーからいただいた点、市場主導型の混雑管理。今、連系線の増強というのがこのところ目立ってはおりますけれども、おっしゃっていただいたように、混雑管理、特に今後の地内系統を考える上は非常に重要になってきますので、これについてこの小委員会にもまたご報告しながら、ご議論いただきながら進めていきたいというふうに考えております。

また増川オブザーバーからいただいた点。重要な点、西と東の慣らし効果といった点、特に今後再エネ導入を進めていく、さらに進める際に、立地誘導という話あります。立地誘導で対応できる部分と、むしろ偏在を前提とする場合とですね、よりこの連系線の重要性というのも変わってきますので、そういった点も踏まえて、さらなる取組みを検討していければというふうに考えております。ご意見ありがとうございました

○山内委員長

どうもありがとうございました。よろしゅうございますかね。大橋委員どうぞ。

○大橋委員

すみません。ちょっと発言遅れて申し訳ないんですけど。ご回答いらないんですが。今岩船委員から、作るのでBの二重計上でも構わないがという感じのご回答あったことに気になっていました。今回の資料で数字が二重計上かどうかで多分読み取れないかなと思っていて。OCCTOの資料まで見ていかないとわかんないと思うんですけど、Bの、作るといっても、二重計上だからいいんだって話にはたぶんならないのではないかと思います。その辺りの精査っていうのは重要なと思っています。今回の情報提供していただくということなんですけど、多分粒度を少し上げていただくのがいいのかなと、専門家のための情報提供ということになるのかもしれないんですけど、そういったものが今後コスト負担の考え方にもつながっていくと思うので、是非そのあたりはご検討をよろしくお願いいたします。遅れて申し訳ございませんでした。

○山内委員長

はいありがとうございました。岩船さんから意見が出ましたけれども。岩船さん御発言有りますか。ではチャットにありますのでそういうことでありますので。二重計上とは言っていないということでもありますので。

松村委員どうぞ御発言ください。

○松村委員

松村です。私は基本的にこのB／Cの計算、Bの計算で二重の計上があると思っています。もしあえて言えば、定性的に示しているものが重なっている部分があるのではないかと。いう点についても、もう丁寧に既に議論がされていると思っています。ましてやBのところが二重に計上されて過大に計上されているっていうようなことは基本的に無いと思っています。なぜそのような誤解が出てくるのかっていうのは、ちょっと理解しかねます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。今議論は二重計上は岩船さんも別に言っていないっていうことなので。ただ大橋さん言ったように、二重計上なっちゃまずいですよねというのは、その通りだと思いますので。その点はですね、皆さん同意いただけるんじゃないかというふうに思っています。安藤委員どうぞ。

○安藤委員

安藤です。よろしくお願いします。私も岩船先生の情報公開という意見にはとても賛同します。前回もこのままやっていて大丈夫なのかというコメントしました。これを踏まえて、やるとなったら今度は事後的な検証をきちんとやることも重要だと思っています。その際にはここに挙げられているこの便益に相当するというのは、必ずしもお金としてですね、

金額として出てくると言うよりは、何らかのこの効率化の数字であったりトラブルが抑制されたといった形で、これもある程度ですね、幅を持って事後評価をせざるを得ないというようなところもありますので、進めるのであったとすると、それがどういう価値があったのかということですね。適正に今後も評価を続けていただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

はいありがとうございます。議論が展開しました。他にいらっしゃいますか。一応事務局の方からコメントもう一度お願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございました。費用便益評価の精緻化のプロセスを通じてですね、二重かどうかというよりも、それぞれの便益評価とそこのカウントの仕方といった点、より専門家の間での議論を深めていただくというのが、今後のためにも重要というふうに考えております。

また安藤委員からはですね、重要な今後のといった点、長期的な視点で言いますと、作った後という点、まあこれはこれまでに建設してきた、あるいはまさに今建設しているものもあります。こういった点はですね、できてしまうと当たり前になっておりますけれども、それがどういう効果があったのかといった点を検証して行くというのは重要かと思っておりますので、そういった点も今後しっかり検討して行きたいと思います。以上です。

○山内委員長

はいありがとうございました。他によろしゅうございますか。

基本的に今答えいただいたようにですね、情報提供の問題と、それから便益の効果測定の精緻化ですかね。これをさらにやらなきゃいけないという事を皆さんおっしゃったというふうに思いますけれども、基本要件で公募して行くということについて、特に大きな異論はなかったということだと思いますので、広域機関と連携をしていただいて、整備に向けたプロセスということで進めていただくということでよろしいかなというふうに思います。

費用便益分析っていうのは、解答がないというか、かなりいろいろな見方分析ができるので、ここの分野だけでなくどの分野いってもそうなんですけれども、精緻化を図っていただく分にはそれに越したことはないので、そういったことですね、お願いしたいというふうに思います。

よろしければですね、次の議題に、第二部の議題であります。「再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続」ということで、事務局から御説明お願い致します。

(2) 再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて

○日暮新エネルギー課長

事務局でございます。新エネルギー課長の日暮です。資料2に基づきましてご説明させていただきます。

2ページ目、本日も議論いただきたい事項ですが四点書かせていただいています。再エネ長期電源化に向けた事業環境整備、便益が適切に評価される事業環境整備、F I P制度の活用など、再エネ電源の市場電力への統合、そして事業規律の確保導入状況の把握でございます。このうち、今日の会合では、論点①、論点③の関係を中心にご議論いただきたいと思います。論点①ですが、調達期間終了後も安定的に事業が継続されるということについての再エネ再投資や事業集約ということについて、また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、さまざまな関連プレイヤーの役割を明確化したアクションプランの策定に向けてですね、また御議論いただきたいと思います。論点の③の関係は、F I P制度の活用状況、特にbalancing costの水準について、本委員会で御議論いただいておりますが、その後のF I TからF I Pへの移行の状況を報告させていただくとともに、F I P電源の性質について改めて整理をして、更なるF I Pへの活用に向けてご議論いただきたいと思います。

6ページ目です。まず全体最大の長期電源化に向け事業環境整備に関する背景の確認でございます。2012年から16年度に導入された事業用太陽光29GW、47万件と非常に大きな規模を有しているというところでございます。機械的に設備利用率15%で計算しますと、わが国の総電力量の3から4%にあたるということでございます。こうした事業の長期安定的な継続に向けた事業への再投資、長期安定電源の担い手として能力があり、責任あるプレイヤーが事業を実施していく。そうしたプレイヤーに事業を集約していくということが重要ではないか。そのために必要な方策や障壁となり得る構造的課題についてご議論いただきたいと思います。その上で、アクションプランについても御議論いただければと思います。

構造的な課題、10ページ目以降でですね、構造的課題3点挙げさせていただきます。3点それぞれご説明申し上げたいと思います。まず1件目。構造的課題として日本の再生可能エネルギー、特に太陽光ですが、低圧10KWから10kWの事業の割合が非常に大きく、設備の所有者が分散しているという状況でございます。また個人が所有するものも多くございまして、F I T／F I Pの認定事業を分析しますと、低圧事業用太陽光では個人が認定事業者であるものが57%を占めると言う状況でございます。分散型のエネルギーシステムはですね、自家消費などの需給近接型での事業実施による系統負荷の軽減や災害時のレジリエンス強化などのメリットを有してございまして、制度ではこうした特性を活かした事業実施を促すためにですね、自家消費型のいわゆる地域活動用件を求めているということでございます。こうしたパック分散型の構造を事業制約を図っていく上でですね、様々な取引コストの増大や集約後の管理コストの増大などの課題もございます。日本の事業用太陽光の規模の比較というのをドイツ、イタリアと比較した円グラフをつけさせていただいておりますが、小規模で分散されたものが多いということが傾向としてご確認いただけるのでは

ないかと考えてございます。

12 ページ目。この分小規模で分散しているというものの中でですね、いわゆる分割をしてですね、実態上は大規模設備であるにもかかわらず、安全規制が回避されることにより、地域の懸念だったり、あるいは一般送配電事業者が負担する接続機器費や事務費が増大するという問題も指摘されてございました。このため、資源エネルギー庁では、発電事業者による意図的な分割を防止するための措置を講じてきたところでございます。FIT/FIPの認定基準として、特段の理由がないのに1の場所において、複数の再エネ発電設備を設置しようとするものではないという基準を設けまして、例えば隣接地の主権者が外形的に異なる場合でも、一年前に遡ってその同一性を判断するということなどの基準を示しているところでございます。また4月から施行させます、新しい特措法でもですね、説明会を要件として求めています、一定距離内の同一の事業者が実施する事業を合計してですね、高圧になるような場合には、通常の高圧と同様に地域との説明会の開催を求めているところでございます。引き続き発電事業者による意図的な分割が生じないようにこういう対策は引き続き講じていきたいと考えてございます。構造的課題で多極分散型の構造ですが、以前もご紹介した、昨年11月にご紹介した図でございます。低圧事業用太陽光を束ねて、大規模事業として、大規模な形態を持つという事業者は少ない状況というふうに言えるのではないかと考えてございます。

14 ページ目でございます。諸外国において、再エネ事業を実施するプレイヤーとしてですね、大手事業者が再エネ投資にシフトして主要なプレーヤーになってきてございます。

15 ページ目。多極分散型に起因する様々な課題ですが、まずは改定が直面する課題を整理してございます。会議にとっては取引件数が増大するためにですね、集約に地理的に離れた事業をまとめて管理していくと、そういう状況が生じます。特にまずデューデリジェンスの関係ですが、件数に比例してコスト増になると、規模の大きさというより件数に比例するというところでございまして、メガワット級の電源一件の場合、約200万円程度要するという例もかかってございます。またO&Mの関係ですが、点検、定期的な草刈り、復旧対応、様々ございますが、発電所間の移動等に係るコストなどが費用増因となるということでございます。また電気主任技術者が監督する事業所まで2時間以内に到達するというのが監督上の要件とされている、いわゆる2時間ルールでございまして、地理的に離れた事業を集約していく場合にもこうした論点がございます。発電所後に構造計算などの確認の実施が必要であり、一定の人員、ノウハウでコストを要するなどの事業者からのコメントもいただいております。

16 ページ目が売り手側買い手側、双方が直面する課題ということで、いわゆる情報の非対称性に伴ってですね、取引プラットフォーム、マッチングの促進という取り組みももちろん一部で存在しておりますが、売り手側としては買い手へのアクセス、取引の交渉など二重課題がある。買い手側としては売り手が分散しているため、事業を売却したいと考えているものを徹底して取引をするところにも課題があるということで、売り手、側買い手側の取引

成立上の困難というところにも課題がございます。

18 ページ目以降が構造的課題の2つ目、多様な事業主体の参入ということでございます。2012 年の制度の導入以降ですね、様々な事業者参入見られまして、それが地域との共生上の課題や懸念ということも当時でございます。4月に施行される改正再エネ特措法では、説明会の認定要件化やFIT／FIP制度の交付金を違反事業者に対してですね、一時停止する措置など、設けているところでございます。また、将来の廃棄やリサイクルなどにも課題が生じておりまして、買い手にとっては、それぞれ事業を集約して仮に事業を買おうとした場合でもですね、適格性を有する事業であるかどうかを適切に見極める必要があるということでございます。

19 ページ目から 21 ページ目は改正特措法の4月からの内容をまとめておりますが、今日は説明を割愛したいと思います。

そうした中で 22 ページ目でございます。太陽光発電協会の方ではですね、2018 年6月に太陽光発電事業の評価ガイドラインを策定させていただいておりまして、土地の権限や法令手続き、土木構造発電設備の3分野で全148項目により構成されてございます。また太陽光発電事業評価技術者を育成する仕組みを構築してございます。また最近ではですね、こうしたガイドラインにして、太陽光の格付けを行う民間事業のサービスが運用されてございます。株式会社エクソル社の事例を下に記載してございますが、左側のボックス、既設太陽光評価するための評価制度を展開しておりまして、百を超えるチェック項目に基づいてですね、既設の太陽光発電設備を評価し、ランク付けをしてございます。さらにリパワリング技術の提供により評価の格付け支援をして、電源の売り手買い手のマッチング支援なども行っているというふうに伺ってございます。こうした形で買い手にとって、売り手の評価を事業の評価をするということが民間の取り組みとして始まっているということでございます。

続きまして、構造的課題の3番目、長期安定稼働のノウハウということで、24 ページ目以降ご説明させていただきたいと思います。こうした事業集約を考えていくにあたって集約先へ買い手に期待される条件、状況というのはいかなるものだろうかということで、いくつかの基礎的な特徴ということを記載してございます。まずはなんといっても地域との共生を実現できるという発電事業者としての責任ということで、何かということです。コンプライアンス体制への違反行為がこれまでないということや、自治体との関与などがあるのではないかと思います。また費用効率的かつ長期安定的な事業実施をできるというところの基本的なものでございまして、一定規模の大規模な発電設備を保有している実績があるとか経理的基礎づけがあるとか事業採算性の見込みと、また③ですが、FIP制度によらずにですね、当然発電事業として事業実施をできるという能力的な部分で、当然発電計画を策定したり、能力誤差対応に関する能力とか再エネ価値を評価する需要家に対してしっかりとアクセスできるといったことが期待をされていくのではないかとということでございます。

25 ページ目です。さらに先行的な取り組みということも種々ございまして、こうした取

り組みを展開して行くことも非常に大事じゃないかということで、いくつかこれまでも紹介してございますが、ビジネスモデルの例を記載してございます。事業購入時に合わせて設備改修を合わせて発電量を増加させながら、より収益性の高いビジネスに変えていくとか、再エネ価値を評価する需要家に対して電気を直接的に供給をして、再エネ電気を非常に高い価値で供給していくということ。また蓄電池やデジタル技術を組み合わせながら、市場価格に応じて工夫した電力供給を行うことにより、高い収益機会をとということも非常に注目をされておりまして、今後横展開されていくことが期待されるということでございます。さらに事業集約にあたっては、事業購入時には相当額の資金が必要となってくるということの課題もあり、この資金調達ファイナンス環境の円滑化ということも非常に重要だというふうに考えてございます。仮に 50kW を 10 件、500kW の事業集約を行う場合、機械的に単純計算をしても数億円程度の費用が必要ではなかろうかということでございます。

26 頁目。事業集約に関する取り組みを紹介したいと考えてございます。百年ソーラー山梨、ヒラソルエナジー株式会社の例でございますが、低圧太陽光を集約化しながら、太陽光の地域との共生をしながらですね、長期の事業を行っていくということです。その中でですね、季節太陽光の発電期待値と実績値の乖離やパネルの最適配列を分析しながら、発電所の性能回復を実現を、IoT 技術を活用しながら、四枚ごとのパネルを遠隔管理しているという取り組みもございます。これにより、より高い収益機会を得ながら、ビジネスとしても実現していくという話を中心に、集約の取り組みを進めてこられているというふうに伺ってございます。設備利用率を大きく改善させるような事例も出てきておりまして、今後全国での展開ということもご検討されているというふうに伺ってございます。

事業集約を支援する枠組みとしてですね、制度的な枠組みとして、27 頁のような再投資をしたような太陽光パネルの増設更新にかかる価格の整理で、28 項目。系統側から蓄電池に蓄電/放電された場合におけるですね、電気の量の計算方法。F I P プレミアムの交付の対象とするという制度についても、制度的な整理をしてございます。

また 30 ページ目でございます。蓄電池を事後的に設置をした場合におけるですね、国民負担を抑制しながら蓄電池を活用する観点から、現在の発電設備の出力と基準価格の加重平均値に価格を変更することを通じて、事後的な蓄電池を設置した場合であっても、F I T 制度の中に取り込んでいくということについて、制度の整備をしてございます。引き続きですね、国民負担の抑制と蓄電池の活用という観点から、より合理的な計算方法があれば、引き続き検討を続けていきたいというふうに考えてございますので、この辺りまたご意見がありましたら引き続きご指導いただければと考えてございます。以上の観点をですね、あの課題の整理ということで、

整理したものがええ 32 ページ目でございます。我が国の再エネ発電事業の構造的課題として、一から 30K 整理をしてそれぞれ、先ほど申し上げたことですので繰り返しますが、現所有売り手側の課題へ集約側の課題ということをそれぞれ分類したものでございます。ご参照いただければと思います。

その上で 33 ページ目でございますが、事業の集約を進めていくにあたって、各プレイヤーそれぞれ取り組みが期待されるというところでございます。再エネの主力電源化に向けてですね、各事業者、政府も含めて役割を明確化したアクションプランというものを策定してはどうかというふうに考えてございます。

続きまして、34 ページ目以降、F I P 制度への活用促進活用状況をご紹介したいと思います。

35 ページ目でございます。2 月末時点での F I P 認定量、新規認定と移行認定を合わせて 1.5GW、1036 件となっております。先日ご紹介した 10 月時点と比べて、容量ベースで 1.5 倍、件数は 3.8 倍というふうになってございまして、F I P 制度の活用は少しずつ進んでいるというところでございます。新規移行認定の件数では太陽光発電が最も多いところでございますが、新規認定では水力へ移行認定でバイオマス利用件数が多い状況ということでございます。資料の※の一番下ご覧頂ければと思いますが、他方で F I P 制度以降の事業事業につきましては、住宅用の太陽光を除いておりますが、認定量で見ますと、94GW、75 万件。引き続きこの規模でいこうという状況でございます。

36 頁目が、今申し上げたことを少し時系列的なグラフで整理してございます。本委員会において、balancing cost の見直し案について御審議を頂いて、4 月から新制度を開始することとしてございますが、制度の活用を検討する事業者の行動を後押しした効果が一定程度見られたということではないかというふうに考えてございます。他方これでは十分ではないと。まだまだ十分ではないという認識の中で、引き続き伸ばしていかなければいけないと考えてございます。

37 頁 F I P 制度の活用状況を規模別に整理をしてございます。特に 50kW 未満の低圧太陽光において F I P 制度の活用が進んでございます。新規認定では、先ほど申し上げましたとおり水力、移行認定でバイオマス発電の件数が多いケースが見られるというところでございます。

41 頁目 42 頁目がまさに本委員会において、ご審議いただいて 4 月から始める balancing cost の見直しについての方向性を改めて参考までに記載してございます。

また前回ご紹介しましたので繰り返しませんが、43 ページ目 44 ページ目、F I P 制度を活用してより高い収益機会を狙いながら、デジタル技術やさまざまな需要家との連携を通じて新しい形態での F I P 制度の利用ということも進んでおりまして、今後こういう新しい取り組みをより促進をしていきたいというふうに考えてございます。

47 頁目でございますが F I P 制度、F I P 電源のエリア全体の中で、改めて需給バランスへ貢献すると、電力市場に統合を促進するためにも F I P を強力に促進していく必要があるという観点から、電源の需給バランスへの貢献ということを改めて整理してございます。3 点、まず一点目は発電計画の策定や予測誤差への対応ということを F I P 電源は行う必要があり、自らの発電計画に従った発電/供給が想定されているという点です。また 2 つ目。季節間の電力供給の時期の調整ということが電源として期待がされてございます。参照

価格の計算方法については40ページに記載していますが、繰り返しますが、前年度年間平均市場価格で基本的に算定された上で季節間の需給バランスがプレミアムの多寡に反映されるという仕組みとなっております。したがってこうした価格シグナルを通じて、保守点検時期などを調整することによって季節ごとの電力需要に応じた発電供給が期待をされるということでございます。まず太陽光発電などであっても長期安定的に稼働するためには大規模な保守点検や更新が必要となり、そのための時期を調整するということが想定される中、季節間の電力供給時期の調整ということを通じて、需給バランスへの貢献が想定されるということでございます。その上で3点目ですが、蓄電池などを活用したピークシフトと言うことでありまして、電力市場価格が低くなる日中に発電した電気を蓄電池に溜めた上で、電力市場価格が高くなる時間帯に売電することが可能。F I Pのプレミアムの計算方法においても、これを促進するということがええF I P制度の中で予定されているという状況でございます。

以上のような点を整理したものが49ページ目でございます。F I T／F I P電源を横に取りまして、通常の時間帯、出力制御の時間帯、自らが制御対象となる時間とならない時間、このマトリックスでそれぞれの需給バランスエリア全体の需給バランスへの貢献ということと比較した整理を先ほど申し上げましたことを表の中で整理をしてございます。現在あの出力制御についてはF I T電源とF I P電源で同様の取り扱いをしているところでございます。自然変動電源としての太陽光などを想定したことで申し上げておりますが、同様の取り扱いをしているというところでございます。これまで本委員会でもですね、委員から御指摘頂いてございますが、再生可能エネルギーを電力市場に統合しながらエネルギーミックスの実現をして、再エネ主力電源化を達成していくというためにですね、こうした電源の性質や電源間の公平性も踏まえながら検討を進めていく必要があるのではないかということ論点として提示させていただいてございます。委員の皆様からご意見賜ればというふうに考えてございます。事務局からの説明は以上です。

○山内委員長

はいありがとうございました。ただいまの説明に対して皆さんからご意見ご質問を受けたいと思います。さっきと同じようにチャットの方で発言の希望を書いていただきたいと思います。いかがでしょうか。この間の部分は再エネの長期電源化、事業を集約するとかですね。そういう形で効率化それとF I Pをうまく使って主力電源化するためにどうしたらいいか。特に前半についてアクションプランを考えということでもありますのでいろいろ気付く点をご指摘いただけたらよろしいです。いかがでしょうか。安藤委員どうぞご発言ください。

○安藤委員

はい、よろしくお願いします。まず卒F I T後の再投資が行われる、また事業集約が行わ

れるという観点から 33 ページあたりにわかりやすい図をお示し頂いたと思います。特に太陽光などを中心に、今の事業をそろそろ辞めたいと思っているプレイヤーが投げ出してしまふのではなく、それをほかの事業者が引き継いでくれるっていうのも大事だと思います。それに加えて、自分でやりたがってるプレイヤーであったとしても集約すべきという面が一部にあるんじゃないかと思っています。なぜなら太陽光発電などもまとめるとより効率的に運営できるという面もありますし、また事業者によって運用のノウハウであったり効率性に差があることを考えると、まとめたほうが社会にとっても望ましい。そして効率化によって生まれたメリットをうまく分け合うことができれば、皆にとって望ましい結論になるのではないかと考えています

もう一点気になることとして、18 ページ以降のところでは取引が円滑に行われるためには取引費用を下げるという観点から評価が適切に行われることが大事だと思っています。22 頁にあるように評価の仕組みを取り入れているといった話もあるわけですが、これがいかに信頼されるものであるのか、また向上させて行くことが大事だと思います。ここで下手な評価を受けてしまうと取引を抑制してしまう効果も考えられます。

ちょっと離れた話かもしれませんが、都内に住んでいると自宅に「マンションを売りますか」というチラシがたくさん入ってきます。大抵そういう事業者に見積もりをお願いすると非常に高値を提示してきます。そこで「こんな高値で売れるんだったら」と話を進めると結果的に当初の見積額では売れずに値下げを迫られることになる。しかし一回そういう高値を見せられたらアンカリング効果によって、実は正当な評価であっても当初より低い金額だと取引しなくなってしまうということがあるようです。このように信頼できない評価というものが結果的に取引を抑制してしまう、阻害効果がとても大きいと思うのでこの当たり事業者間とか評価する人たち同士の競争により適切な評価基準が示されていること、または監督官庁が一定程度のモニタリングを行うそんなことが重要だと感じています。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は岩船委員どうぞ。

○岩船委員

うまく聞こえるかわかんないですけども発言します。まず 26 頁のヒラソルっていうのは非常に良い事例だと思ったんですけども、これが何らかの支援なしにビジネスが進められているのかどうかという質問したいと思いました。もしそうだとすれば、どういう行動でうまくいってるのか、ぜひこの辺りは他の低圧分を集約にも大変重要だと思いますので、情報展開していただきたいと思いました。もちろん脚本的に展開できるというのも良いと思いました。あと 37 ページの 50kW の PV が F I P に移行している話というのは非常に良い話だと思いました、需給バランスの確保のため出力制御っていうのがちゃんとやれてるか

っていうのをぜひ確認して頂きたいと思いました。最近聞く話がキープ予測をあまり初めにしないで、含めに計画値を出して余剰インバランスを出し気味で運用している事業所もいると聞いてます。予測を事業者が真面目にやっているか確認して欲しいということです。バランシングコストのインセンティブを与えているのに予測もしないと低めに計画値を出して運用している事業者がいるというふうに聞いているので、そのあたりそういうことが起こっていないか、ぜひ確認していただきたい。かつその余剰インバランスに対する制度的な対応も私は必要だとなっております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次は長山委員、どうぞご発言ください。

○長山委員

スライド 33 なんですけども、これアクションプランというのは集約化が目的じゃなくてですね、F I TからF I Pに転換してですね、国民負担を減らすってことがアクションプランの目的じゃないかと思いました。それでF I Pに転換したのは、スライド 36 では直近増えているように見えてもスライド 37 の左上にあるように、50kW 未満が大半でですね、この利益配慮機関の 2012 年から 2016 年、スライド 6 の 2012 年から 16 年のF I Tの高値で売ってるボリュームゾーンが動かないんですよ。今回F I Pに変わったところで、全体の 1.5%ぐらいですね、このボリュームゾーンを動かさないといけないという風に思いました。そのためには二つ必要で、一つは再エネを求める需要家というのは形成しないといけないと思うんですけども、今回のヒアリングでは業界へのヒアリングが全然なくてですね、そこを次回以降ヒアリングをしていただければと思いました。再エネの 100%調達を目指す RE100 に賛同している需要家っていうのはやはりアディショナルリティーの観点から設置後 15 年以内の再エネの調達を行おうとしていますので、要は 15 年以上経過した再エネっていうのは売ろうと思ってもF I TからF I Pへの転換は難しいと思うんですね。買い手、この場合需要家なんですけど、需要家はどのような再エネを求めているのかというのはですねヒアリングする必要があると思いました。もう一点はF I P転換でスライド 49 に示していただいたようにですね、出力制御の観点でF I Pの方がF I Tよりも優れているので、こういったF I Pを優遇するということですか、スライド 50 にあるような出力制御時間帯以外のコマに振り付けるようなですね、蓄電池ですね。蓄電池に対する大幅な支援ということになるんでしょうか、抜本的な解決しないと、やはり 2012 年から 16 年の利益配慮期間のF I T事業をF I Pに移行させるのは難しいのではないかというふうに思いました。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

はい、ありがとうございます。まず再エネの長期電源化に向けた事業環境整備についてなんですけど、昨日行政評価局の方で太陽光発電設備の調査結果がまとめられて、そこでも言われていますし、今回の資料にもエッセンスが入ってると思うんですけど、経産省なり、あるいは自治体が、地域共生に向けて太陽光発電の取組というものをしっかり考えていくべきだというふうなことがいわれています。この資料でも言われているところだと思いますが、自治体をもう少ししっかり関与させるってことができるのかどうかってことは、事業の再投資をする事業主体がなかなか決まらないという中において、多分一つちょっと新しい視点かもしれませんが、重要な視点になるのかなというふうなことを思ってます。ある意味誰も事業再投資をしないと空き家みたいになっちゃってですね、結局最終的に行政がどうするかみたいな感じの話になり得る手前で、しっかり考えていかなきゃいけないという意識を自治体にも持ってもら。そこで、仮に実際に持ってもらおうとすると、例えばですけど、全然別の流れで、ローカル PFI みたいな話が多分あってですね。その PFI のスキームで、今回示していただいた例にもあったと思いますが、事例を作っていくというふうな感じの流れも場合によると作れるかもしれませんし、あるいは PFI 上のプラットフォームみたいな議論もありますので、そうしたところにアクションプランを載せられるっていう話もあり得るんじゃないかなというふうに思ってます。相当の規模の FIT 切れ再エネが出てくる可能性がある中において、最終的にどこが事業主体になるのかということをしっかり決めていくことっていうのは、重要なのかなと思いました。二点目ですが。二番目のアジェンダですけれども、これ皆さんおっしゃるように、FIP への移行を促すための取り組みを様々これまでやってきている中において、評価をしていただいた上で、さらにもう一段促すような政策がとれるかどうかという議論は、しっかりして行くべきだなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

はいありがとうございましたそれでは次は松本委員ですね。どうぞご質問ください。

○松本委員

山内委員長、ありがとうございます。私からは質問とコメントを申し上げたいと思っております。まず 6 ページですけれども、再エネの長期電源化に向けた事業環境整備について事業用太陽光について述べられておりますけれども、RPS 法により作られた風力電源はどの程度卒FITしているのでしょうか。既に大量の風力が卒FITを迎えているのではないかと思います次第です。もしそうだとすると、風力電源の長期化について議論しておくべきではないかと思った次第です。風力発電の累積導入量、2020 年の実績では調べたところ 450 万 kW ということで、2012 年以前に RPS で作られたものが 250 万 kW で、それらは 2030 年までに卒FITして撤去されてしまう恐れがあるのではないかと思った次第でございます。

続きまして 25 ページです。電源の事業集約を行うアグリゲーターのビジネスモデルの例を紹介していただきました。収益性の高いビジネスに成長することを期待しております。今回はこれからという状況かと思えますけれども、現在の事業参入状況については現状ではあまり活性化してないようにも見えております。今後重要な役割を担うとすれば、すでに参入している事業者から課題を聞き取ることも必要ではないでしょうか。例えば 25 ページに示したビジネスモデルの取り組み状況について事業者に聴取してはいかがでしょうか。

続きまして議題についてです。F I P 制度の活用促進に向けては、新規再エネ電源開発の促進及び既存 F I T 電源を含めた市場統合の目的があると理解をしております。後者につきましては、既存 F I T 電源からの移行量が少ないことが課題ではないかと思っております。もちろん 36 ページにありますように、2023 年度下半期に大きく増加したのは良かったと思っておりますけれども、それでもまだまだ既存 F I T 電源からの移行量が少ない状況かと思えます。市場統合の意義を考えますと、どの程度の F I T 電源を F I P に移行すべきかを示すべきではないでしょうか。まずは目標を作って移行への方策を考えるべきではないかと思った次第でございます。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。委員の方優先させていただきますので、次は神山委員、どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。山内委員長、ありがとうございますまず。

32-33 ページで、集約化についておまとめいただきありがとうございました。

まず、11 ページ 13 ページの図なんですけれども、日本では小規模電源が多いということがわかりました。今後ですが、効率性を考えて集約化していくことというのが、事務局ご指摘の通り重要であろうと考えますので、より一層ご尽力いただきたいと思います。

個人の発電事業者さんはご自分が事業者だという意識が低い方もいらっしゃると感じています。例えばある場所で太陽光パネルは廃棄する段階には産業廃棄物になるので排出事業者が処理責任を負いますというお話を申し上げても、ご自分が事業者だと思われていない方も少なくなくてですね。当事者意識が低い方がいらっしゃるなということは認識しております。また FIT/FIP 認定事業者ならではの特典というものがいづれなくなるということにも向き合っていただく必要があらうかと存じます。

ここで、それを踏まえて 33 ページのところなんですけど、基本的には構造的課題への対処ということになると思いますが、まず大橋委員のおっしゃった自治体の役割・関与は大切であろうということはおっしゃる通りだろうと思います。加えてですが、民間の試みというのも阻害せずに、やはり「民一民」の契約ですよねこちらを伸ばしていくために政府として

すべきことという観点で二つほど申し上げたいと思います。

一点目に、政府による周知・広報というところですね。あまり個人の発電事業のデメリットというのをあげつらうのも逆効果であろうと存じますので、事業合併や集約（アグリゲート）、つまり発電した電気ではなくて事業そのものを売却とか譲渡できるという発想があるということですね、またそうした意思があれば早い方がお得ですよ、ということを知りやすく周知・広報して頂ければと存じます。時間が経過していきますと年齢的にも事業経営ということがしづらいという方とか、インボイス制度に関して悩んでいらっしゃる方や、想定とは異なったという方というのはやはりいらっしゃいますので、そうした場合への対処が可能であろうと思います

二点目に、26 ページの集約先の事業体というのはですね、それなりの信用度と実績があるところということになると思います。各地域の一般送配電事業者と地元金融機関や地元の基幹企業というのが、やはり有望視されると思いますので、こうしたモデル事業を周知・広報していただければと存じます。その折りになんですが、この左下の図ですが、「地元の太陽光発電の事業主」というふうに書かれているんですけど、この部分ですね左下の下の部分のまあ地元の太陽光発電の事業主というところに、ご自身が該当するのだということをはなかなかご認識されづらいところがあるようなんですね。ですのでそうした部分も、丁寧に、当事者にわかるように広報していただければと思っております。

すみません。同じく 33 ページに戻りますが、適格性を見極めというところですね、こうしたラベリングについては、重要なんですけども、政府が指標をわざわざ作って行くべきかという点には幾ばくか疑問もございます。そこで、民間の仕組みが進んでいるということですので、その趨勢を見守っていただければとは思っている次第です。

またデューデリジェンス（DD）に関してもなんですが、例えばエムアンドエー（M&A）に関しては保険が民間の方で既にございます。そこで、こうしたものが利用可能なのかとかですね、再投資を進める上で保険（公的な保険と言うとまたちょっと語弊があるかなと思うんですが）そうしたものの活用というのはできないかなというところは私なりに思案しているところがございます。

さらに、36 ページですがの F I P の認定件数というのが増加しましたこと、大変高い成果であろうというふうに思っております。それで事務局からのご指摘のように計画値と実績値の差（インバランス）出た際には、balancing cost の支払いが課される可能性があります。この見直しが一定程度奏功したかというふうには思えるところがございます。以降は順調に増えておりまして、新規が 2 月に急激に伸びております。それでこの辺りの理由なんですけど、きっかけとなったニュースソースというのがどうしたどういうものなのかということですね、今後のためにもアリングしていただいて、できるだけ正確に補足して後々のために生かしていただければというふうに存じます。

以上でございます。ありがとうございました

○山内委員長

はい、ありがとうございました。次は五十嵐委員、どうぞご発言ください。

○五十嵐委員

はい、ありがとうございます。方向性と致しまして、資料の二ページでまとめ頂きました通り再エネの主力電源化、これから特に既存の再エネ事業の継続ということで、アクションプランの策定を進めていくという方向性に賛成でございます。その中で、事業集約の促進をまろもろ構造的な課題も踏まえて進めるということではあるのですが、資料でもまとめいただいておりますけれども、今年の4月から施行される改正再エネ特措法、特に事業譲渡ですとか、あるいはスポンサーなどの実質的支配者がのちに変更した場合においても変更認定申請の時に説明会が求められると、このインパクトは大きいというふうに認識しております。前回の委員会でも申し上げましたが、やはりここは実務、事業者のインパクトも非常に大きいというふうに認識しておりまして、やはりこういった説明会要件の変更というところが、事業集約の動きに対してどのように影響を及ぼしていくのかというところに関しましては、引き続き事業者の声をよく聞いたうえで、検証いただく必要があろうかというふうに思っております。構造的な課題で一点目に多極分散型であるということで、件数が多いということですね、デューデリジェンスコストとご指摘いただいておりますし、長期的な事業の継続という観点からはファイナンスの円滑化という観点も欠かせませんので、やはりその辺りは事業者からのヒアリングというものが今後も引き続き必要であろうというふうに思っております。もう一点、こちらの議題にF I P制度の活用にも関連するところなのですが、36 頁、認定件数の推移というところに増加してきているということで、特に直近の2月の増加というのは喜ばしいことだと思うのですが、ただいまの神山委員からご指摘ありました通り、この色分けをよく見ますと、直近が特に急に伸びているようにも見受けられます。この点もですね、やはり昨年12月にbalancing cost見直しについて議論を展開したと、これによる影響というのもあるかとは思いますが。一方で先ほど申し上げました説明会要件が課されるということで、あるいは新規の申請が、認定が拍車をかけたのではないかなという気も致しまして、この辺りについて今お分かりのことがあればご説明いただけますと幸いに存じます。最後に47頁でございます、F I P制度の円滑化、需給バランスへの貢献ということで、このうちの一と二なのですがこちらにつきましては発電計画の策定の対応あるいは季節間の電力供給時期の調整というところ、ここは太陽光ですとか風力の自然変動電源には必ずしも当てはまらない場合もあるのではないかな。米印でお伝えしております通り、太陽光発電等であっても長期安定的に稼働するためには大規模にして検討ということで、そのあたりとか、電源の種別に応じた特性があろうかというふうに思っております。三点目のシフトのメカニズムご説明いただいた通りだと思っております。この件で資料に30ページにありますけれども、事後的に蓄電池を設置した場合の加重平均値の価格変更ということでお求めいただいておりますが、これは施行されてから一年

近く経過しておりますけれども、どの程度活用されているのかというところ、引き続き検証いただくとともに、今お分かりのことがあれば、ぜひお知らせいただきたいというふうに思います。事務局の説明によりますとより合理的な計算方法等があれば引き続き検討したいというふうにご提案いただいておりますが、前提として現状がどうなのかというところですね、ぜひお知らせいただきたいと思っております。F I TからF I Pへの移行というところで松本委員から目標値の設定というのが重要なのではないかとのご指摘でありますとか、太陽光のみならず風力についてもどの程度の情報なのかというところでR P S法の改正との関連でも数値を出してもご説明ご指摘いただきましたけれども、そのあたりもぜひ慎重にご覧いただければというふうに思います

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

はい、ご説明をいただきましてありがとうございます。全体としてこの資料の議論の方向性は正しいと思っております。さらに議論を深めていただきたいというふうに思った次第です。やはりその全体のシステムとしての効率性をいかに追求するかということが非常に重要で、その中で一点目の事業集約というところで行くと、その後FIPに移行するということも含めて、事業集約することによって効率性が増すので、そこをしっかりと価値として認識し、何かインセンティブをつけられないのかどうかと言うことだと思いますので、そこもしっかりやっていただきたいと思います。後半のFIPへの移行というところに関してこれまでも議論してはきましたがこれまで考慮できていないような価値をテーブルしていただいたんだというふうに理解しています。こういったものを内生化し考慮に入れて行くことが重要で、そのためにその価値があるのであればそれに対する適正なインセンティブをつけるということが全体の最適化に資するということだと思います。引き続きその価値を具体的に、まあなかなか定量的に評価するのは難しいものもあるかと思いますが、あまり過大評価しすぎてもいけないと思いますけれども、これまで少なくとも価値を充分考慮できていなかったものに関してしっかりと価値を考慮しその価値に見合った形で政策的なインセンティブをつけて行くことが重要だと思います。今回のご提案というか議論の方向性ということに関しては、完全に賛成でございますので、引き続き詰めて頂きたいというふうに思いました。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です聞こえますか。まず全体の評価に関しては今秋元委員がご指摘になったのと同じです。この方向で進めていただければと思います。具体的な点で再エネの長期電源化、適切な運営、責任ある長期投資の観点からその大規模化誘導が一つの解であると整理し、それを促進する発想は間違っていないと思う。一方で重要なのはその長期電源化する、それを効率化する、責任ある投資をしてもらうことで、大規模化が目的ではない。小規模なビジネスのモデルを否定する必要もないと思います。本来は効率的な大規模化が進まない弊害を除いて、合理的にそれが進むようにサポートするという今回の事務局の具体的な整理は正しいと思いますが、これが小規模なビジネスモデルに対して否定あるいは抑制にならないように考える必要があると思います。ただ今回の提案に関してはそのような懸念はないと思いましたので安心していきます。さらに関係ないことをいうようですが、太陽光に関してはいわゆる低圧分割がずっと問題になっていて、今回もちゃんとこうそれに対応していますと言われているのですが、その入り口の段階で低圧、小規模なものが有利になっていて、一旦入った後でその制度の歪みで小規模化したものの集約を促進するのは、いかにも非効率的というかとっちゃんばったんというか、不整合な気がします。もちろんそのようなことにならないように考えられていることはわかるのですが、そもそも最初から大規模で入ってくるよりは小さくして入ってきた方が有利となる構造がもしまだ残っているとすれば、そちらを是正することのほうがはるかに重要だと思います。この文脈以外でも意味がある、大きなメリットがあるので、そちらにもぜひ力を入れていただきたい。低圧分割に対する関心を強めるのはもちろんとても重要なことではあるのだけれど、そもそもその分割した方が有利となる構造をできる限りあらためていくことが重要だと思います。今回の大規模化が重要との議論が出てきたということ踏まえれば、なおさらその重要性が高まったと思いますので、今後もいろんな制度を考えていく時にこの点も考えていくべきだと思います。大規模化は離れた地点にあるものを集約することも含めているので、今私が言ったことは次元の違う話であることは分かっていますが、この点については今後も更に考慮をお願いします。次にFIP 電源への移行に関して、これだけ進んでいるということを紹介して頂いたことをとても感謝します。とてもいいことをだと思えます。しかしまだ移行してないのが多くあることも私たちは認識しなければいけない。ほかの委員がご指摘になった通り、いろいろ考えていかなければいけないと思います。またここでバイオはほかの電源に比しても更に移行をすごく期待してる。バイオはもっとも直接的に社会的な利益のある移行だと思います。これも進んでいることに関してとても喜ばしいことだと思います。一方で他の委員会ですが、例えば系統ワーキングなどでその再エネ出力抑制時に動いているバイオ発電所があることは公開されている。高い稼働率で動いているのは公開されていると思いますので、その電源が仮にFIT 電源だったとすると、それはいろんな理由をつけて移行できないと言ってるのだけれど、要するに FIP 移行する意欲もなく漫然と出力抑制時に動かしている電源だと見なされてもやむを得ないと思います。つまり環境に対して本来バイオはとても大きく貢献するもののだけれど、環境意識の極めて低い事業者と誤認されてもやむを得ない事態になってい

と思います。この点事業者には自覚していただきたい。特にバイオの事業者の方には出力抑制時に動かさざるを得ないのだということを言うのもいいけど、FITに移行していれば本来はインセンティブがないはずなのだけれどやむを得ない事情で動いていることは誰の目にも明らかですが、FITのまま止まっていれば、環境意識の低い、むしろ環境に対して悪い影響を与えている事業者だと思われかねないことはぜひ自覚していただきたい。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。村上委員、ご発言ください。

○村上委員

はいどうもありがとうございます。遅れての参加で申し訳ありませんでした。わたくしからは事業集約化を進めていく上でのプレイヤーについて一つアイディアを申し上げたいと思います。事前説明で集約化を進めていく上での課題についてお伺いした際に調査ですとかリパワリングの調整にかかる人手イコールコストだと思うんですが、がネックになっているのかなというふうに認識しました。そこで思いついたのですが、この分野で総務省が進めている地域おこし協力隊の制度と連携するのはいかがでしょうか。この制度はご存知の方も多いと思いますけれども地域の課題解決に取り組む若者を自治体で協力隊員として雇い、その人件費を総務省がサポートするというスキームです。理工系の大学生や卒業生などが協力隊員として地域に入って、地域の太陽光発電の現状を調査したり、地域に存在する集約できそうな事業者さんを繋いでいく、もしくはこのリパワリングのためのアドバイスをしていくような取り組みができないかなと思いました。あわよくばその若者が地域電力の担い手になっていくという可能性も開けるのではないかなというふうに思います。ジャストアイディアですがご検討いただけましたら幸いです。

○高村委員

それでは高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。基本にご提示頂いている内容についてこのような形で検討していただきたいということでもありますけれども、三点ほど申し上げたいと思います。長期電源化ということで本日は整理をしていただいておりますが、やはり事業継続の点と地域共生の観点から信頼のおける事業主体に集約されるような仕掛けをどのように作っていくかということかと思います。一点目はスライドの15でほかの委員からもご指摘あったところですけれども、取引にあたってのDDのところですか。やはり案件の信頼性をどういうふうに少なくとも最低問題のないと言いましょか、最低基準を満たす案件であるということが

示されるかということが取引コストを下げる、取引の信頼性を高めて、取引コストを下げると同時にファイナンスの点からも重要だというふうに思っています。あのエクソルさんの事例をご紹介いただいておりますけれども、おそらく保険会社にも一定のこうしたデータが、あるいは金融機関にあるのではないかというふうに思っておりまして、金融機関とともに保険会社と連携して、事務局から提示していただいておりますけれども、こちらについてはぜひ検討をさらに深めていただきたいというふうに思っております。

二点目は大橋委員がご指摘になった点、同感するところで、特にやはり信頼のおける、事業継続とともに地域共生の観点からということですが、やはり自治体が出資をした地域新電力とかですね、またこうした地域のやはり責任のある主体、責任の持った主体にうまく集約されるようなインセンティブが与えられないかという点をご検討いただければというふうに思っております。買取制度の下で、ということもあるのかもしれませんが、例えば地域脱炭素の取り組み、自治体の取り組みと連携するなどの方策もあると思っております、こうした促進方策についてご検討いただければというふうに思います。

最後ですが、信頼のおける事業主体に集約されるということを前提にした時にですね、今回このように案件を集約をしていくということを考えると、昨今地域共生の観点から事業譲渡に伴う事業者の変更について説明会等の周知を義務化しているかと思えます。これは原則として非常に必要な、地域共生の観点から重要な措置であるわけですが、しかし同時に非常に多数の案件を信頼のおける事業者を集約をしていくということになる時に、これが大きな取引コストにもなりうるというふうに思っておりまして、さっき言いました一定のおそらく要件を満たす事業者でないといけないと思うんですけれども、こうした周知義務についてどういうふうに対応が可能かということについてもご検討いただければというふうに思います。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。オブザーバーの方の発言に移りたいと思います。まず最初はですね、地熱協会の後藤オブザーバーですね。はい、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤オブザーバー

はい、ありがとうございます。地熱協会でございます。二点確認させて頂きたいと思っております。まず本日の議題というのが再投資・事業集約に向けての取扱いだったんですけども第50回の資料の3ページ目なんですけれども地熱発電や中小水力発電について支援のあり方を検討すべきではないかというご提案もあったんですが、この点について次回以降小委員会にて検討されるという理解でよろしいかどうか。これが一点目の確認です。二点目として本日ご説明は割愛されたんですけども19ページ目の事業規律の強化に関して我々は全く異存ないんですけども、一点ちょっと確認させていただきたいのがここに書いてある丸1の土地開発前というところで、森林法の許認可を要件とするようなことが書かれております

けれども、次のページの 20 ページ目で森林法の林地開発許可ということで書かれております。これは森林法関連では林地開発許可に要件としては限定しているという理解で良いか確認をさせていただきたいと思っております。森林法関連として保安林解除もあるわけですが、すけれども保安林解除マニュアルには解除審査が終了するまでは他の法令の許可の目処を付けることが望ましいとされていますので、FIT 認定より先に保安林解除は難しいものと理解しております。従いまして保安林解除も要件として含まれるのであれば FIT/FIP 認定と森林法だけではなくその他の許認可もそうだったと思うんですけども許可の順番が見合いとならないように関係機関との調整をぜひお願いしたいと考えております。以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。東京電力パワーグリッドの岡本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○岡本オブザーバー

岡本でございます。取りまとめ誠にありがとうございます。私から二点コメントさせていただきたいと思います。一点目は、どなたか先生もおっしゃいましたけれども、この集約化というタイミングを捉えて、例えば出力制御機能ですとか、ある意味メンテナンスの高度化のための、デジタル化みたいなですね、まあそういったことがうまくこう進むようにお願いできればありがたいなというふうに考えております。二点目は、長期に活用されていくと考えると、やっぱり地産地消型のエネルギー源として、地域のために有効に活用できるというふうになっていく必要があるだろうと思っておりますので、地域の方、自治体さんということも当然あると思うんですけども、非常に具体的に取り組んでいただけるような枠組みがいるのかなと。あと先ほど申し上げたデジタルのところですね、ある意味で全国展開するような会社が担うということもできると思うんですけども、経済活動としてみると、やっぱり地域のためにと、こういったあの主体の方がですね、出ていただけるといいのかなというふうに思いました。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは次に、太陽光発電協会の増川オブザーバー、御発言ください。

○増川オブザーバー

はいありがとうございます。太陽光発電協会の増川でございます。本日はですねえまたこう発言を含めて歳の貯金安藤へと言うことを取り上げていただきましてご利用いただきましてまず感謝申し上げますあのページの二ページにする二枚目に論点①で整理いただい

たように買取期間終了後の再エネ電源が長期安定稼働することが大変重要であり国民負担で入ったわけですが、その後も長期安定稼働することで恩返しができ、脱炭素化や化石燃料の輸入を減らすとかで本当の意味でみんな便益になりますので発電所として 20 年以上 30 年 50 年 70 年というふうにリパワリング・維持管理を行って続けることが本当に最も重要なことだと思っております。

六ページにもまとめて頂きましたとうり逆にこのまま 20 年で辞められてしまいますと 2030 年以降 35 年 40 年の今後の目標を作られると思いますが、その達成にも大きな影響を及ぼということもありまして、これについても大変重要だと思っております。

32・33 ページのところに課題と解決に向けた方向性をまとめていただき、そのとうりかと思っております。課題につきましてはもう一つ論点を加えていただけるとすると、やはり買取終了後に長期間稼働となりますと、投資した後の事業予見性の確保ということが大変重要になります。一つはカーボンプライスがある程度評価されて収益として認めるといったことも重要だと思いますし、それから 33 ページにまとめて頂きました通り事業の所有者、事業の集約先の役割分担をどうやって行くかということも重要であります。先ほど岡本オブザーバーからお話がありましたけれども、地域で fit 終了しておりますので、地域の電源として活用できるということが可能になりますので、地域自治体の関与、それから地域の消費者・需要家、それから場合によってはデータセンター等を誘致すると、ここの中には自治体それから需要家が入って長期安定稼働と地域共生、地域課題の解決という三つのポイントを解決して行くという観点も重要かと思っておりますので、その辺もぜひ検討の課題に入れていただければと思います。なお 22 ページで私ども太陽光発電教会の取り組みをご紹介します。

私どもとしてはまずは格付けの前に発電事業者の皆様方に自分の発電所が大丈夫か、法令上も設備的にもどういうリスクがあるかと言うことをしっかりご認識いただいて必要なものをしっかりお金をかけて適正化をしてもらうとか、今後買い取ってもらう時も高く売れるようにまた使ってもらうということが重要かと思っております。それから 30 ページの事後的な蓄電池につきましても今までなかなか難しかったので可能にさせていただいたことを大変感謝しておりますし、今後合理的な考え方があればその辺の計画の検討をいただけるということでぜひともお願いいたします。それから 35・6 頁ページ、F I T から F I P への移行も含めてそれが進んでいるということは大変喜ばしいことだと思っております。F I P 制度に移行することで電力市場への統合のみならず、卒 fit 電源の長期安定稼働にも必要になりますので、我々としても重要なことだと思っておりますし是非進めていただければと思います。47 ページのところで需給バランスへの貢献等が記載されておりますけれども、F I T から F I P に移行することによって、今大変コストがかかっております 3 時調整力②につきましても大きな削減効果が期待できますので、そういった観点、それから蓄電池の普及拡大にもつながるような形になりますので、そういった面もふくめ F I P への移行を強力に進めていただきたいと思います。最後の 49 ページに記載いただいております出力

制御等に関しても例えば検討されているかと思いますが、スポット市場におけるネガティブプライスとF I P電源とセットでやりますと抑制が起こるような時間帯、あるいは買取価格がマイナスな時間帯があれば事業者自らが出力を止めるということになると思いますので、そういった意味でもええ全体の需給バランスには大きく市場メカニズムを活用しながら需給バランスを保つということができるようになりますのでそういった面も含めてご検討いただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは最後になりますが、小水力の中島オブザーバー、お願いいたします。

○中島オブザーバー

はい中島でございます。ありがとうございます。スライドの3で中小水力発電特記して頂きましたので、その点について一言だけ申し上げたいと思います。書いてある通り長持ちするというのが中小水力の最大の利点と考えておりまして、F I T制度を作ったときにあらゆる再エネを横並びでスタートさせた。それはそれで政策的に必要なだったと思いますが、やはりその制度の運用を見ている中で、やはりその足のはやい太陽光のような再エネと時間がかかる、かなり長持ちする再エネ電源とでその政策的な対応が同じだとやはりいろいろと苦しいというか、うまくなじまない面が出てきましたので、是非この機会にそれぞれ中小水力に適した政策的な対応がどうなのかということについて具体的に議論いただけたら大変ありがたいと思ってございます。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。そろそろ時間でございます。事務局からコメントお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

はい、事務局でございます。いただきましたコメント、オブザーバーの方も含めてしっかり踏まえて今後の検討を進めていきたいというふうに考えてございます。その上で、何点かのコメント・ご質問いただいた点について答えられる範囲でお答えしたいと思います。大橋委員、神山委員、高村委員からそれぞれの自治体との関係、関わり方が非常に今後重要になってくるのではないかという御指摘でございます。我々も全く同じ思いでございまして、地域共生と両立させながら再エネを進めていくにあたっては、自治体の関与がこれからますます必要になってくるだろうというふうに思っております。温対法の促進区域の枠組みなどでも、自治体にポジティブゾーニングをしていただくというような仕組みもございま

す。自治体の関与、そして地域共生との関係ですね、法令遵守の関係でも我々自治体との連携を強化してきているという状況でございます。法令遵守、地域との共生そして自治体にはむしろ後押ししていただくような再生可能エネルギーをしっかりと進めていくというふうに考えているところでございます。

F I TからF I Pへの移行ということで、蓄電池の活用ということでご質問いただきました。抜本的にしっかりと進めていくべきだというご指摘を長山委員からいただいたところでございます。30 ページの蓄電池の計算方法について、認定状況については手元に正確な数字はございませんが、年末の段階で一度調べたところでは、まだ実際このスキームを活用しているものは見られなかったということでございます。改めてまたデータを確認しながらこの委員会にも説明・ご報告をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また出力制御の関係で長山委員、松村委員からバイオマスのご指摘いただいてございます。F I TからF I Pへの移行を促進していくということと、エリアの需給バランスへの貢献ということも全体のバランスを踏まえた形でしっかりと出力制御順番についても検討していくべきというご指摘を本委員会でもいただいてございます。今日のいただいた議論も踏まえながら、検討を深めて具体案を整理したうえで、本委員会にご報告し、ご審議いただければというふうに考えてございます。

F I P 認定の進捗についてご評価をいただくとともに、なぜ2月に伸びたのかということについてご質問頂いてございます。通常F I T／F I P 認定につきましては、運用上、申請をしていただいた後に書類の補正や確認に一定時間を要する関係から、12 月の中旬頃に当該年度の申請の締め切りを設けているところでございます。したがって、12 月ぐらいにその年度の申請を求めていることから、新規認定や様々な認定について申請の駆け込みが一定程度起こるという状況でございまして、その上で一定の処理期間に応じて順次処理をして2月3月に認定を行うということでございます。したがって、認定の推移ということではまさにこの年度の12月の申請について処理ができた1月2月とF I TやF I Pの新規認定やあるいは移行認定というところが数字上少し伸びているように見えるということでございます。我々としては年度が空けてか長い時間を見て、しっかりと認定移行が進んでいくのかということを追っていきいく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

その他、岩船委員から余剰インバランスの関係で、低めに計画値を出しているのではありませんかと、松村委員から低圧分割の問題だけで、小規模なビジネスを否定する必要はないというご指摘いただけます。我々も全く同じ思いでありまして、新しいビジネスでですね、この業界の中で規模が大きいということではなくて小さいところから色々と新しいことを始めていただくというような事業者の皆さんも非常に大事だと思ってございます。一方で小規模低圧分割だけではなくて、小規模が有利な仕組みでいいのか、というご指摘もいただいております。かねてからの課題であります、引き続きご指摘踏まえてですね、この点についての検討ということも行っていきたいと考えてございます。

村上委員からご提案ということで総務省の地域おこし協力隊との連携をご指摘いただきました。ありがとうございます。我々も関係省庁との様々な連携を図りながら、色々な課題に対応していきたいというふうに考えてございます。この事業も少し我々としても勉強しながら連携ということでどういう形ができるかどうかということでございます。安藤委員や秋元委員、長山委員、大橋委員、松本委員、神山委員、松村委員、村上委員、高村委員にそれぞれ事業集約をしながら、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて責任ある能力ある主体が担い、F I T卒業後もしっかり電源を担っていくということの方策をきっちりやるべきだという大きな方向性については、当然我々としてさまざまな論点を検討しながら進んでいこうというふうに考えてございます。今日いただいた点、それぞれありがとうございます。しっかりとそれぞれのご指摘を踏まえながら検討を深めてですね、引き続きこの委員会において議論の進展を報告してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に地熱協会から地熱と小水力の関係でもオブザーバーからご意見いただけてます。電源ごとの検討ということもエネルギーミックスの中できっちりと検討を進めていきたいというふうに考えてございますので、この安定電源である地熱、中小小水力というものの今後のさらに伸ばしていくということについてですね、しっかり議論をしていきたいということでございます。タイミングなどはまたご相談させて頂ければと思います。また林地開発、保安林の解除が認定申請要件なのかどうかということでございますけれども、保安林の解除自身は認定要件とはしていないということでございますので、この点申し上げたいというふうに考えてございます。また引き続き一つ一つの論点を丁寧に検討していきたいと思っております。

○山内委員長

はい、どうもありがとうございました。大量導入にあたって卒F I Tが出てくると業界もかなり変わるということで、それをしっかりと主力電源化するための措置ということで、アクションプランに向けて色々ご意見いただいたのでですね、さらに詰めていただけてですね、参考にさせていただければというふうに思います。それでは時間もございますので、以上で本日の議論を終了させていただきます。最後に次回開催について、事務局からお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

事務局でございます。次回につきましては、日程が決まり次第、また当庁のホームページでお知らせいたします。ありがとうございます。

○山内委員長

それでは本日の会合を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。